

第1回 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 議事録

1. 概要

日時：平成28年9月1日（木） 15:30～17:00

場所：電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室A・会議室B・会議室C

出席者：

大山 力 座長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
市村 拓斗 委員（森・濱田松本法律事務所 弁護士）
大久保 昌利 委員（関西電力株式会社 電力流通事業本部 副事業本部長）
穴井 徳成 委員代理（東京電力ホールディングス株式会社 経営企画ユニット 系統広域連系推進室長）
沖 隆 委員（株式会社F-Power 副社長）
菅野 等 委員（電源開発株式会社 執行役員 経営企画部長）
鍋田 和宏 委員（中部電力株式会社 執行役員 グループ経営戦略本部 部長）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
山影 雅良 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長）
曳野 潔 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力需給・流通政策室長）
久保田唯史 オブザーバー代理（資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室係長）
恒藤 晃 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局ネットワーク事業監視課長）
石川 浩 オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会事務局総括企画調整官）

欠席者：

秋元 圭吾 委員（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）
牛窪 恭彦 委員（株式会社みずほ銀行 産業調査部長）
岡本 浩 委員（東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役 経営技術戦略研究所長）
小川 要 オブザーバー（資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室長）

議題：

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 検討会の設置について

- (4) 議事の公表について
- (5) 連系線の送電割当て方式の概要
- (6) 地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会 中間とりまとめ報告
- (7) 長期断面のマーヅン設定について
- (8) 今後の議論の進め方について

資料：

- (資料1) 議事次第
- (資料2) 委員名簿
- (資料3) 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会の設置について
- (資料4) 議事の公表について
- (資料5) 連系線の送電割当て方式の概要
- (資料6) 地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会 中間とりまとめ
- (資料7) 長期断面のマーヅン設定について
- (資料8) 今後の議論の進め方

2. 議事

- 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部部長より、座長・委員・オブザーバーの紹介が行われた。
- 事務局 電力広域的運営推進機関 石坂企画部部長より、資料3および資料4に沿って、検討会の設置と議事の公表について説明が行われた。
- 事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、資料5に沿って、連系線の送電割当て方式の概要について説明が行われた。
- 事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、資料6に沿って、地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会 中間とりまとめ報告について説明が行われた。
- 佐藤事務局長
- 資料5の11ページから12ページで差金決済について、下村からご説明させていただいたが、若干補足させていただきたい。本年8月に中間報告を発表し、私も様々な場所で説明をさせていただき、多くのご意見を頂いた。その中で多くいただいたご意見として、公的機関が私契約に介入するのか、というご意見があった。またそれに似た問題として、全面的に間接オークションとなった場合、相対契約はどのような形をとるのか、というご質問もいただいた。それらのご意見、ご質問に対して、現在の見

解を申し述べさせていただきます。

- 現段階では、間接オークションになった場合に、差金決済契約以外に中長期的に利益を最大化する合理的な方法が思い浮かばない。私契約自体、今後様々な契約が出てくると考えられるが、すべてに目を光らせる必要はないのではないかと。今回ご説明させていただいた中間報告にも参考として掲載しているが、差金決済契約は間接オークションとなっても、確実に有効である。もちろん、資料でお示したように、経済合理性に従えば、発電事業者の限界費用が9円の事業者が、10円で差金決済契約を結んでいた場合、市場価格が6円であれば、自社電源を止めるわけで、お金の流れ、電気の流れがまったく同じというわけではない。しかし、差金決済契約を結んでいけば、発電事業者は現行の先着優先と同様に固定価格で電気を販売できる。現行の先着優先でも、電源を差し替えられる限りは、限界費用の低い市場価格の電気に差し替えて受け渡すことになるため、結局、間接オークションになったとしても、差金決済契約を結んでいけば、相対契約は現行と同じように動く。
- 鍋田委員から、アメリカで先行事例を調べたらどうか、というご指摘を何度か頂いた。私が、再来週から米国に行き、私契約も含め調査を行う予定である。検討会の場でご報告させて頂こうと考えている。

<質疑応答>

- 大山座長
- 勉強会から参加されている委員の皆様にとっては、これまでも聞いた話とは思いますが、ただいまの説明について、ご質問・ご意見があれば、ご発言をお願いしたい。

- 穴井委員代理
- 検討を始めた背景として、連系線の効率的活用と連系線の公正・公平な割り当て、市場取引の増加があった。これらの観点から、資料5の6ページで「既に実施」と記載されている直接オークションによる連系線の割り当てについても、評価していただきたい。

- 大山座長
- 今後検討する。

- 松村委員
- 勉強会の場で何度も発言したため、繰り返すまでもないと思うが、今回から公開の検討会となった中で、この資料を見て誤認されるおそれがある点を指摘させていただきたい。
- 連系線利用ルールと広域メリットオーダーの関係についての検討において、3つの制度が経済効率性の観点から見ると同じになるという整理に対しては、異議がない。ただし、必ず出てくると想定される意見として、検討の前提となる条件はすべて満たされることがなく、事務局の議論自体が成立しないのではないか、という意見がある。私は、仮にこれらの条件が満たされていなかったとして、3つの制

度を比較した時に、間接オークションの方が非効率的になるという事は、基本的にないと考えている。条件が満たされなくても、3つの制度は等価になるのではないか。少なくとも、直接オークションと間接オークションが、先着優先に比較して劣っているということは、よほどのことがなければ起こらないと考える。

- また、検討の前提となる仮定の中で、一番大きな仮定は、すべての人が経済合理的に動くという仮定ではないか。私の目から見ると、必ずしも経済合理的に動いているとは思われない事業者はかなり多い。その場合には、非効率性があらわれてくる可能性がある。一番分かり易い例を挙げると、4/1 前、即ち計画値同時同量制度が導入される前の発想に囚われている場合である。事業者が、先着優先の権利には電源との紐付けがあると思込んでおり、電源差替を行うと権利が取り上げられる、と誤認している場合には、3つの方式全て非効率的になる。これは、全くの杞憂ではなく、そのように言う人が実際にいた。
- 長期固定電源の扱いは、2つを区別して欲しい。1つの考え方は、長期固定電源は物理的に停止できないのだから、停止を強いられる事態にならないような配慮が必要、という考え方である。もう一つの考え方は、長期固定電源は経済的に優遇されるべきだ、という考え方である。この2つの考え方は、全く別の次元の話。今回の資料は、前者の考え方と認識している。この2つ点の混同がないように、今後の議論を進めていくべきである。

○ 大山座長

- 他にご意見・ご質問があるか。

○ 市村委員

- 私契約についてコメントさせていただきたい。松村委員がおっしゃったように、特定の発電所との紐づきの問題がポイントとなる。メリットオーダーの観点からは、差替が可能な契約に見直すことが重要である。
- 先ほど佐藤理事からお話があったように、差金決済契約等によって、契約の形は変われども、通常の相対契約と同じ内容の契約とすることができると理解している。

○ 事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、資料7に沿って、長期断面のマージン設定について説明が行われた。

<質疑応答>

○ 大山座長

- ただいまの説明について、ご質問・ご意見があればご発言頂きたい。

- 大久保委員
 - 長期連系線利用計画の新規または増加の容量登録停止は、系統を利用する事業者にとって、不利益にならないような仕組みと考えると良いか。

- 石坂企画部部長
 - 現時点で登録している事業者については留保されるので、利用登録済の事業者が、今すぐ不利益を被るという事はない。新規の登録についてはご遠慮いただきたい。

- 大久保委員
 - 登録を待っている事業者にとって不利益にならないか。

- 石坂企画部部長
 - 不利益になるかどうかは、どのような制度とするかによる。決して使わせないという事ではなく、新しいルールの下で利用していただきたい。

- 佐藤事務局長
 - 現行制度のままでは、仮に 1 つしか連系線容量枠が空いていない場合、複数の事業者が、システムの受付開始を待って 1 つの枠を争う 1 秒単位の競争になる。たまたま、1 秒差で勝った事業者には不利益はないことなるが、負けた事業者は不利益である。この不公平を避けるための措置である。

- 大久保委員
 - 趣旨はよく理解できる。

- 石坂企画部部長
 - この件は、最終的には理事会決議で決定する。今後、検討を進めて参りたい。

- 事務局 電力広域的運営推進機関 下村事務局長補佐より、資料 8 に沿って、今後の議論の進め方について説明が行われた。

<質疑応答>

- 大山座長
 - ただいまの説明について、ご質問・ご意見があればご発言頂きたい。

- 鍋田委員

- 先ほど、佐藤事務局長から、諸外国の事例を調査するというご発言があった。先行する事例を把握し、日本の形に合わせる事が重要である。可能な範囲で情報を提供していただきたい。
- 穴井委員代理
 - 具体的な制度設計は重要なテーマと認識している。このため、広域的な予備力・調整力の活用、海外事例、広域メリットオーダー、特定負担の連系線増強との関係など多面的な視点からも検討を行っていただきたい。
 - 海外事例調査の話題があったが、弊社でも海外事例を調査している。今後、参考として情報提供させていただきたい。
 - 経過措置は金銭的リスクが現行ルールと同等となるようにご検討いただきたい。そうすれば議論が円滑に進むのではないかと考えている。事業者ヒアリングでも意見として出させていただきたい。
- 石坂企画部部長
 - 事業者へのヒアリングにあたっては、まだ議論していない経過措置の内容に左右される。
 - このような経過措置があると、こういう準備ができるというような、仮定を含めたご意見・ご提案を頂けると幸いである。
- 菅野委員
 - 新ルールをいつから適用するか、また経過措置期間をどの程度に設定するかが重要である。
 - 事務局は、全国一律での新ルールの適用開始を念頭に置いているのか。混雑している連系線から先に適用開始するという議論もありうと思う。
- 石坂企画部部長
 - 現時点では、全国一律での新ルールの適用開始を検討している。全国一律に新ルールを適用しても、混雑していない連系線には値差がつかず、実質機能しないというだけではないか。
- 松村委員
 - 連系線利用ルールの検討は、大きな改革であり、拙速に決定せず、慎重に検討したいという姿勢は理解できる。一方で、既に勉強会でクリアに方向性が示されており、いつまでも議論している質の問題ではないと思う。いたずらに議論を長く伸ばすべきではない。
 - 相対契約にはいろいろな機能がある。事業者ヒアリングでは、相対契約に求めている機能も合わせて聞いてほしい。その機能であれば、契約の形によって問題なく実現する、とか、どうしても実現しない機能があれば認めざるを得ない、などといった議論が可能である。
 - 経過措置がどの程度必要か、どの程度であれば準備が間に合うかを、事業者ヒアリングすることは重要である。一方で、事業者が必要だという経過措置期間を単純に採用することは絶対にやめてほしい。その経過措置期間が必要である理由をあわせて聞いてほしい。多数決をとるために聞いてい

るのではなく、合理的な経過措置期間がどの程度かを議論するために聞いていることを明確にすべきである。

- 大山座長
- 以上で本日の議事はすべて終了した。

以上